

## 柏崎地域観光推進協議会規約

(平成27年7月22日一部改正)

(名称)

第1条 この協議会は、柏崎地域観光推進協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この協議会は、中越沖地震により被災した柏崎市、刈羽村及び出雲崎町（以下、「柏崎地域」という。）の観光協会、観光事業者、行政等関係者が一体となり、柏崎地域観光振興戦略ビジョン（平成26年2月策定）に沿った取組を展開することにより、柏崎地域における観光産業の振興と活力あふれる地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 柏崎地域観光振興戦略ビジョンに沿った広域的取組及び先導的、モデル的な事業に関すること
- (2) 柏崎地域観光振興戦略ビジョンの普及・推進及び進捗状況の管理に関すること
- (3) 柏崎地域及びその周辺地域における広域観光の推進に関すること
- (4) 柏崎地域の観光統計情報の整備、共有化に関すること
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

(協議会の構成)

第4条 この協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

(役員を設置)

第5条 この協議会に、会長1人、副会長3人及び監事2人を置く。

- 2 会長は、一般社団法人柏崎観光協会会長をもって充てる。
- 3 副会長及び監事は、会長が指名する。

(役員職務)

第6条 会長は、この協議会を代表し、総会の議長を務める。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した順序に従って、その職務を代行する。
- 3 監事は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度に関する定時総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充または増員により選任された役員任期は、前任者または他の役員任期の満了する時までとする。

(顧問及びアドバイザー)

第8条 この協議会には、顧問及びアドバイザーを置くことができる。

2 顧問及びアドバイザーは、必要に応じて会長が委嘱する。

(委員会の設置)

第9条 この協議会には、第3条に規定する事業を検討、協議し、展開するため、別表2に掲げる委員会を設置する。

2 委員会に委員長を置き、委員長は協議会の委員のうちから会長が指名する。

3 委員会の構成員は、委員長が指名する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会及び正副会長・委員長会議とする。

2 総会は、毎事業年度ごとに1回開催するほか、必要に応じて会長が招集し、開催する。

3 正副会長・委員長会議は、必要に応じて会長が招集し、開催する。

4 総会及び正副会長・委員長会議は、それぞれの構成員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

5 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の承認)

第11条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 予算及び事業計画に関すること

(2) 決算及び事業報告に関すること

(3) 規約の改正に関すること

(4) その他総会が必要と認める事項

(書面表決等)

第12条 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。

(事業年度)

第13条 この協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計)

第14条 この協議会の経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(事務局)

第15条 この協議会の庶務は、一般社団法人柏崎観光協会及び新潟県柏崎地域振興局企画振興部において処理する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、この協議会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

1 この規約は、平成26年8月28日から施行する。

(設立当初に係る調整規定)

2 規約第13条の規定に関わらず、この協議会の設立当初の事業年度は、設立した日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

附 則

この規約は、平成27年7月22日から施行する。(一部改正)